

No. 40 (公財) 岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

1 基本情報

令和6年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		所管部局 室・課等	岩手県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 吉田 瑞彦		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日	事務所の所在地	〒020-0022 岩手県盛岡市大通一丁目2番1号			
	(平成23年1月12日公益財団法人へ移行)	電話番号	019-624-8930			
		HPアドレス	https://www.iwate-boutsui.jp/			
資(基)本金等	600,000,000円	うち県の出資等 ・割合	499,105,000円	83.2%		
設立目的	この法人は、暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人または法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等(付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。 (7) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条に規定する講習を行うこと。 (8) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (9) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (11) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	4,627千円	平均年齢 ※	63.0才	※令和5年度実績	
常勤職員の状況	合計	4名	うち県派遣	0名	うち県OB	4名
	平均年収 ※	3,479千円	平均年齢 ※	64.0才	※令和5年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	暴力団犯罪に関する広報・啓発活動を行うことにより、犯罪被害の未然防止を図るとともに、県民からの暴力団等にかかる相談に対し、専門的見地からの適切な助言・指導により解決を図る。
2	暴力団組織からの離脱、更生、社会復帰を希望する者に対して、更生支援金制度の活用や関係行政機関、離脱者受入賛同企業等と連携した支援活動を推進する。
3	暴力団からの不当要求に対する助言、暴力団犯罪被害者に対する訴訟支援や見舞金の支給を行うことにより、暴力団による犯罪被害者の救済、救援を実施する。

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

類似した事業を行っている他の団体はありません。

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

暴力団事件被害者、組織離脱希望者への支援事業は、緊急性が高く、早急な意思決定が求められるが、本法人は少人数の機関であり早急な意思決定が可能であることから、スピーディに事業が実施できる点で県直営よりもメリットがあります。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、岩手県内において暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救済事業等を行っている唯一の公益法人であり、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、安全で住みよい岩手県の実現に寄与していることから、県は、本法人が展開する事業について、より効果的なものとなるよう連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団犯罪被害防止のための広報啓発・教育活動（不当要求防止責任者に対する責任者講習の計画的な実施）	① 県内各地で23回以上実施 ② 受講率75%以上	23回実施 受講率78.7%	県内各地で19回以上実施 受講率75%以上	県内各地で23回以上実施 受講率80%以上
取組内容	昨年度は対象業種を郵便業、運送業、建設業を中心として県下一円で実施した。新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、密状態の回避のため会場キャパシティに余裕を持たせたり、検温、消毒作業を徹底する等受講者が安心して受講ができるように努めた結果、回数、受講者数共に目標を達成するに至った。				
課題	不当要求防止責任者講習は、各事業所の不当要求対応責任者に対して直接実践的な対応要領等を講義するものであり、受講人数の増加は暴力団からの犯罪被害の未然防止に繋がるものであるから、内容の充実を図ると共に未受講者の多い業種に対して受講を促す等、受講者数の拡大に努める必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団追放機運醸成のための暴力団追放県民大会の実施	① 参加目標300人以上	約400名	参加目標500人以上	参加目標500人以上
取組内容	10月4日に釜石市民ホール（TETTO）を会場として開催。暴力追放活動に功労のあった個人・団体への表彰、警察本部組織犯罪対策課長による講話のほか、アトラクションとして南極越冬隊に参加した岩手日報記者による講演と、地元女性2名による津波被害者を追悼する「震災基句」を披露したところ、県内各地から集まった参加者からの反響は大きく、顕著な広報効果が認められ暴力団排除機運が高まった。				
課題	本大会は県民の暴力団追放に対する意識の向上を図ると共に、法人のPRをする絶好の場でもあることから、今後も法人の一大イベントとして、県民の関心を惹くため、講話内容やアトラクションに工夫を凝らすなど実効性を上げるための方策を講じ、県民の暴力団排除意識を更に高めていく必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団被害者等に関する相談への適切な対応と支援	① 適切な助言指導、必要に応じた関係機関への引継ぎ	75件受理	適切な助言指導、必要に応じた関係機関への引継ぎ	適切な助言指導、必要に応じた関係機関への引継ぎ
取組内容	本法人は県民の身近な相談窓口として、暴力団による犯罪被害者に限らず、犯罪の予兆事案等も含めて広く相談を受理しているところであり、昨年は75件の相談を受理した。内容は、前年度に引き続き暴力団排除のための暴力団情報提供依頼が大部分を占め、これに適切に対応することにより、企業による暴力団排除の推進を支援した。				
課題	相談数の大部分を暴力団排除のための情報提供依頼が占めていることから、法人が県民にとって身近な相談窓口として認知され、県民の間にも高い暴排意識が浸透していることがうかがえる。今後も県民からの期待に応えるべく、個人情報適正な取扱いに十分に留意しながら事業を推進する必要がある。				
4	事業目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	暴力団離脱者に対する社会復帰支援	① 支援の実施	実施あり	支援の実施	支援の実施
取組内容	暴力団離脱希望者は、離脱後すぐには銀行口座を開設できないことから、離脱後の生活を営む上での大きな障壁となっている。組織犯罪対策課とともに雇い主、金融機関との連絡・調整を密に行い、また、離脱者へは各種制約が付された上の制度であることを丁寧に説明する等の支援を行ったことで口座取得が可能となるよう支援を行った。				
課題	昨年度は支援事業があったものの、本事業の実績低調の要因として、事業の認知度の低さが挙げられる。法人が会長として主宰する社会復帰対策連絡会には職業安定所、少年刑務所、少年院等国の機関も参画しており、本事業の重要性に関して理解は得られているが、ここ数年、未開催の年が続き各機関担当者の異動もあり、事業低迷の一因となっている。今後は隔年であっても連絡会を定期的に開催し、横の連携と情報交換に努める。				

II 経営目標の達成状況

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	県の指針及び基本財産運用方針に基づく安全かつ積極的な資金運用の実施	① 平均年利2%以上確保	平均3.02%	平均年利2%以上確保	平均年利2%以上確保
取組内容	従来は安全性の高い公債での運用を原則としてきたが、低金利政策に伴う利率の低下により公債のみでは目標利率の確保が困難な情勢であることから、運用できる商品に幅を持たせるために基本財産運用規程の変更を行い、ドル建ての日本社債への買い換えを行い積極的な運用を図った。				
課題	低金利政策により国内の公債は現状利率が低いが、今後の経済状況やリスクヘッジを考慮しつつ利回りの良い商品を織り交ぜる等柔軟な対応が必要とされるが、同時に基本財産が欠損することが無いよう、県の方針に沿って安全性にも十分配慮した資産運用を行う必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	法人の認知度向上のための広報活動	① 機関誌の作成配布	18,300部作成・配布	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施
		② 各種媒体を利用した広範に渡る広報	実施	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施	前年度の実施効果を検証し費用対費用を考慮した広報活動の実施
取組内容	法人の作成した広報誌や不当要求防止責任者に対する教材資料等を配付し、暴力団情勢や不当要求の手口等について、広く広報啓発を行ったことにより、暴力団による犯罪や不当要求の手口についての認知向上が図られた。また、鉄道や路線バスへの広告掲示やラジオでのスポットCM放送など聴覚・視覚に訴える宣伝活動事業の強化を図った。				
課題	暴力団への対応は、不当要求の手口に関する知識や実際の対応要領を身に付けることが肝要である。そのため、刻々と変化し、複雑化する暴力団情勢について最新情報を発信する本事業は、犯罪被害の未然防止の為に必要不可欠であり、かつ本事業は法人のPRも兼ねていることから、費用対効果を考慮のうえ、実効が上がる形を模索しつつ、今後も継続して推進する必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和5年度》	実績	《令和6年度》	《令和7年度》
	法人の事業内容の積極的なPR活動による賛助金、寄附金収入の確保	① 賛助会員前年比増	前年比±0	前年比増	前年比増
		② 賛助金・寄付金前年比増	前年比-22万円	前年比増	前年比増
取組内容	責任者講習等を通じて法人の活動への理解を得られるよう広報活動に努めたが、物価上昇等の影響による経済状況の悪化等の影響で、賛助会員数は変動なし、賛助金や寄付金については前年度マイナス22万円の減少となった。				
課題	会員の減少は収入状況に直接の影響はほとんど与えていないが、賛助会員数は法人の活動への理解度を表すバロメーターとも言えるものでもある。賛助金や寄付金については、金銭が発生することから経済情勢の影響を受けることはやむを得ないものの、法人や事業のPR活動を通じて積極的に新規会員の獲得に努める必要がある。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	10			10	10			10	10			10
計	11		1	10	11		1	10	11		1	10

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		令和4年度				令和5年度				令和6年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	1		1		1		1		1		1	
	一般職	3		3		3		3		3		3	
	小計	4		4		4		4		4		4	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職												
	小計												
計		4		4		4		4		4		4	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和4年度 人

令和5年度 人

令和6年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
		常勤	管理職					
	プロパー							
	県派遣							
	県OB					1	1	1
	その他							
	一般職					3	3	3
	プロパー							
	県派遣							
	県OB					3	3	3
	その他							
	計					4	4	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

平成23年に公益財団法人に移行する際、役員を削減して現在の人数として、以来変更無く現在に至っている。職員数については、その以前より現在と同じ専務理事を含めた4人体制であり総数に変更は無いが、令和3年度に経理課長を非常勤職員から常勤職員に変更している。

〔県の関与の状況について〕

県職員の派遣はない。

〔職員の年齢構成について〕

法人の職員は、法人の主事業である相談業務を遂行するために必要な暴力追放相談委員の資格を取得できる者である必要があり、国家公安委員会規則の定めにより警察OBであることを前提としていることから、高い年齢層で構成されている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
資産	738,856	697,239	741,356	44,117	
流動資産	1,169	17,253	10,868	▲ 6,385	
うち現預金	1,071	17,110	10,771	▲ 6,339	
うち有価証券	0	0	0	0	
固定資産	737,687	679,986	730,488	50,502	
基本財産	691,900	629,951	673,239	43,288	
うち投資有価証券	691,820	629,871	673,159	43,288	
特定資産	45,420	49,063	55,603	6,540	
うち投資有価証券	20,004	20,020	25,080	5,060	
その他固定資産	367	972	1,646	674	
うち投資有価証券	0	0	0	0	
負債	2,051	3,424	3,999	575	
流動負債	1,027	1,633	1,611	▲ 22	
うち有利子負債	0	0	0	0	
固定負債	1,024	1,791	2,388	597	
うち有利子負債	0	0	0	0	
正味財産	736,804	693,815	737,357	43,542	
指定正味財産	689,549	596,090	637,307	41,217	
一般正味財産	47,255	97,725	100,050	2,325	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
正味財産増減計算書					
経常収益	21,453	25,042	29,212	4,170	
経常費用	21,756	26,421	29,191	2,770	
事業費	15,336	18,682	21,381	2,699	
うち人件費	10,230	11,863	11,618	▲ 245	
うち支払利息	0	0	0	0	
管理費	6,420	7,739	7,810	71	
うち人件費	5,655	6,428	6,417	▲ 11	
評価損益等増減額	▲ 1,628	154	2,457	2,303	
当期経常増減額	▲ 1,931	▲ 1,225	2,478	3,703	
経常外収益	0	51,695	▲ 153	▲ 51,848	
経常外費用	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	51,695	▲ 153	▲ 51,848	
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 1,931	50,470	2,325	▲ 48,145	
当期指定正味財産増減額	▲ 19,320	▲ 93,459	41,217	134,676	
正味財産期末残高	736,804	693,815	737,357	43,542	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	内容
県の財政的関与					
長期貸付金残高	0	0	0	0	
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	0	0	0	0	
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	0	0	0	0	
委託料(指定管理料除く)	2,415	2,372	2,371	▲ 1	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務指標					
自己資本比率(%)	99.7	99.5	99.5	▲ 0.0	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	113.8	1,056.5	674.6	▲ 381.9	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	29.5	29.3	26.8	▲ 2.5	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	73.0	69.2	61.8	▲ 7.4	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	98.6	290.4	99.6	▲ 190.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.5	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(令5-令4)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 有価証券の評価額の上昇により基本財産が増加している。</p> <p>【県の財政的関与について】 当法人は岩手県公安委員会からの委託事業として、責任者講習業務を受託して実施しており、その委託料以外に県の財政的関与はない。</p> <p>【財務指標・財務評価について】 流動資産減少に伴い流動比率が減少した。また、流動資産減少に伴い流動比率が減少したことから、独立採算度も減少したが100%に近い数値となっており特に問題はないと考えられる。なお、流動負債は預り金と引当金であり、借入金や法人事業に係る負債は存在しない。</p>
--

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人の事業は、県民の暴力団排除気運の醸成を促し、広報・啓発により暴力団による犯罪被害の未然防止を図ることを主目的とするものであり、年度単位で明確な成果を示すことができる性質のものではないが、近年、暴力団犯罪被害に係る相談が減少傾向にあり、一方で相談事業において、相談内容のほとんどを暴力団排除のための個人情報提供依頼が占めていることを鑑みるに、法人の存在は県民に浸透し、順調に成果を上げており、県の施策推進に寄与しているものとする。
所管部局	法人は、より民間に近い立場で暴力団排除を推進しており、警察への相談の前段階として法人を頼るケースも多く、県民の身近な相談窓口としての役割を十分に果たしていると認められる。法人の事業目標については、法人の事業は数値で明確に達成状況を測定できる性質のものではなく、かつ、受動的な性質の事業が多いことから、成果目標を立てることが非常に困難であるものの、目標の数値化が可能なものについては極力数値化がなされており、内容も施策推進に寄与する妥当なものであると認める。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は法律（暴力団対策法）に基づいて設置された法人であり、実施する事業も法律で定められている。また、事業の実施のためには警察OBであることを前提とした国家公安委員会規則で定められた資格が必要であるほか、特に法人の主たる事業である相談事業では、犯罪に対する知識や経験を生かして対応する必要がある。これらの事業の特殊性は、他の民間団体や自治体では代替しえないものである。
所管部局	法人が行っている相談事業について、弁護士と違い無料で相談ができ、警察よりも敷居が低いため相談がしやすく、事案により両者に適切な引継ぎを行って橋渡し役となっており、特にこの相談事業を通じて県民にとって身近な存在となっている。このように、警察と弁護士の両方に太いパイプを持ち、県民に身近な相談窓口となれるのは法人以外には無く、犯罪被害防止、被害回復及び抑止にも貢献しており、必要不可欠な存在である。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に関わる業務であるという特殊性から職員全員が警察職員OBであり、同じ土台であることで業務を進める上で大きなプラスとなっている。一方で公務員的な硬直した思考に陥ることなく時勢の変化に対応できるよう、アンテナを高くして積極的な情報収集、能力向上に努める必要がある。
所管部局	法人は警察と県民との間で暴力団排除のための架け橋となる存在であるから、実効ある事業の推進のために民間の立場、感覚への理解を深める必要がある。そのために職域暴排組織等を通じての情報交換、積極的な交流等により、各職員が官民両方のバランスの取れた感覚を保持するように努める必要がある。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人は暴力団等反社会的勢力に係る個人情報を扱っている特殊性から、他組織よりも高い法令遵守の意識が求められている。情報漏洩、不正利用、不適切な事務・会計処理等の絶無のため、個人情報保護規程に基づく運用と個人任せにしない複数チェックを徹底し、リスク管理体制の強化を図っている。
所管部局	法人は、会計処理を含めた業務における意思決定に当たっては担当以外の職員も内容を確認、把握のうえチェックを行い、最終的に事務局長を兼務している専務理事の決裁を必要としており、担当者任せにならないチェック体制が整っている。今後はこれが形骸化することなく十分に機能するように、内外によるチェックを確実に働かせる必要がある。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	当法人は収益事業を一切行っていないことから、主要な収入源である基本財産運用益及び寄付金・賛助金の増収を目指すこととしている。経営改善に直結する項目であるが、当法人は公益法人であり、公益認定の観点から収入超過とならないように数値目標を設定した。
所管部局	法人は収益事業を行っておらず、事業資金は寄付金・賛助金収入と基本財産運用収入に依っていることから、これら収入の増加は自立経営継続のために不可欠である。コロナ禍が尾を引く経済情勢であるが、寄付金・賛助金の納入額は法人の事業活動への理解度の表れとも言えることから、積極的な事業PRにより法人への理解を促進し、収入増加に繋げる必要がある。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	※県の人的関与・財政的関与（貸付金・損失補償・補助金（運営費））はなし。
------	--------------------------------------

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	法人の事務室内にて書類を備え置き全ての情報を閲覧可能としているが、HPの掲載情報には不足が有り指針の基準を満たしていないことから、今後指針に沿った積極的な情報公開を進めていく。
所管部局	HPでは法人の役員の氏名を公表していないが、法人の事業内容から暴力団や暴力団関係者による犯罪行為の標的とされる危険性があるため公表していないものであり、役員保護のため適切な措置であると認める。しかし、それ以外の法人が公開すべき情報について一部公開されていない項目があることから、今後公開を検討する必要がある。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年度の財務状況について、一般正味財産は100,050千円となっており、経営改善目標の達成率も好調を維持していますが、経営が安定的に継続するよう、環境の変化などによる新たな課題がないか把握した上で、必要な対応をしていく必要があります。
所管部局	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、積極的に関与する必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	当法人の事業は申し出を受けて開始される受動的な性質なものがほとんどであるが、事業全般が広く県民に認知されているとはいえない現状であり、これが一部事業の活用に至っていない要因のひとつであると認識している。 よって、所管部局である警察本部の助言を受けながら次期計画の整理を行い、事業内容を含めた広報活動に重点を置き、法人の活動のPRを強化することにより事業実績に繋げることを目指す。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当課は業務を通じて法人と連携を取ることが多いが、その中で感じるのは、県民の法人の認知度、事業への理解度は未だ低いと言わざるを得ないということである。 法人の事業は受動的な性質のものが多く法人が主体となって事業実績を上げることに限界があるが、その前段階として法人や事業の認知が無ければ事業の活用は成されないものであるから、暴力団が関与することも多い特殊詐欺など、身近な犯罪に対する注意喚起も織り交ぜた広報、教育活動に重点を置いて県民の関心を惹くことにより法人の認知度を高め、事業実績や寄付金・賛助金の増額に繋げることを図った。	R5.3

【令和5年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。	実施済	当法人の事業が広く県民に認知されているとはいえない現状があり、これが一部事業の活用に至っていない要因の一つであった。そこで、基本財産の時宜を得た安全な運用を進めて得た運用益を事業費として充てることができ、昨年度から新規事業として、ラジオのスポット放送、バス車体への広告掲示、バス・列車車内への広告掲示等の広報活動を始めたほか、法人名と所管部局の警察本部名を付したボールペンをノベルティグッズとして県民に配付する等、攻めの広報活動を推進した。その結果、認知度アップの手応えが感じられるに至った。今後も、所管部局の助言を受けながら、事業活動のPRを強化し、事業実績に繋げられるよう努めたい。	R6.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した事項について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。	実施済	当課は業務を通じて法人と連携を取ることが多いが、その中で感じるのは、県民の法人の認知度、事業への理解度は未だ低いと言わざるを得ないということである。 法人の事業は受動的な性質のものが多く法人が主体となって事業実績を上げることに限界があるが、その前段階として法人や事業の認知が無ければ事業の活用は成されないものであるから、暴力団が関与することも多い特殊詐欺など、身近な犯罪に対する注意喚起も織り交ぜた広報、教育活動に重点を置いて県民の関心を惹くことにより法人の認知度を高め、事業実績や寄付金・賛助金の増額に繋げることを図った。	R6.3

(参考) 財務指標の考え方について

財務指標項目 (計算式等)		説明
安全性・健全性	自己資本比率 [%] 【公益法人の場合】 $= \text{正味財産} / \text{総資産} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $= \text{自己資本} / \text{総資本} \times 100$	法人の総資産 (総資本) に占める自前の資本である正味財産 (純資産) の割合を示しています。正味財産 (純資産) は自己資本といい、金融機関からの借入により調達した資金 (他人資本) とは異なり、返済の義務がありません。したがって、自己資本比率が高いほど、法人の財務基盤の安定性・健全性が高いと判断することができます。 【ポイント】 自己資本には返済の義務がありませんので、指標が高いほど、安定性が高い状態といえます。
	流動比率 [%] $= \text{流動資産合計} / \text{流動負債合計} \times 100$	1年以内に償還が必要な負債 (流動負債) を、同じく1年以内に現金化することができる資産 (流動資産) でどれだけ賄えるかを示しており、法人の短期的な支払能力と安全性を判断することができます。 【ポイント】 一般に 100% 以上であれば、1年以内に支払い不能になる可能性が低いと理解されます。逆に、100% を下回ると望ましくない状態であるとされます。ただし、流動資産の中に遊休資産が多い場合であっても指標が高くなる場合がありますので、この点は留意が必要です。
	有利子負債依存度 [%] 【公益法人の場合】 $= \text{有利子負債} / \text{総資産} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $= \text{有利子負債} / \text{総資本} \times 100$	法人が保有している資産 (資本) のうち、どのくらいの資金を外部からの有利子負債によって賄っているかを判断することができます。 【ポイント】 指標が高い場合、資金繰りに苦慮しているほか、金利負担も大きくなることから、資金調達面でのリスクが高い状況と判断されます。したがって、一般に低い方が好ましいといえます。
効率性	【公益法人の場合】 管理費比率 [%] $= \text{管理費} / \text{経常費用} \times 100$	経常費用全体に占める管理費の割合を示しており、法人の経営の効率性を判断することができます。 【ポイント】 指標の値が低いほど事業活動における効率が良いといえます。
	【会社法・特別法法人の場合】 売上高対販売・管理費比率 [%] $= (\text{販売費} + \text{管理費}) / \text{売上高} \times 100$	売上高に対する費用 (販売費 + 管理費) の割合を示しており、法人の生産性の経費効率を判断することができます。 【ポイント】 指標が低いほど販売コストや経費の効率が良いといえます。
	人件費比率 [%] 【公益法人の場合】 $= \text{人件費} / \text{経常費用} \times 100$ 【会社法・特別法法人の場合】 $= \text{人件費} / (\text{販売費} + \text{管理費}) \times 100$	経常費用 (販売費 + 管理費) に占める人件費の割合を示しています。人件費は、直ちには削減することができないことから、法人の財務の硬直度高いを判断することができます。 【ポイント】 指標が高いほど財務が硬直化の傾向にあるといえます。したがって、指標が低いほうが好ましいと言えますが、従業員・職員のモチベーション (適正な給与水準) の維持も必要である点にも留意が必要です。

財務指標項目（計算式等）		説 明
自立性	<p>独立採算度【%】 = (経常収益+経常外収益-補助金収入[運営費補助]) / (経常費用+経常外費用) ×100 ※ 公益法人及び特別法法人のみ記載のこと。</p>	<p>県等からの運営費補助を差し引いた法人の収益合計と、費用合計の比を示しており、法人の独立採算度を判断することができます。 【ポイント】指標が100%以上の場合、独立採算が取れているといえます。</p>
収益性	<p>総資本経常利益率【%】 【公益法人の場合】 = 当期経常増減額 / 正味財産期末残高 ×100 【会社法・特別法法人の場合】 = 経常利益 / 総資本 ×100</p>	<p>法人の経常的な活動による業績を判断する指標であり、総資産（総資本）を使って経営活動を行った結果、どれだけの経常利益を上げたかを示しています。 【ポイント】投下した資産（資本）に対する収益性を分析する指標であり、数値が高いほど効率が良い（収益性が高い）といえます。</p>
	<p>総資本回転率【回】 = 売上高 / 総資本 ※ 会社法法人のみ記載のこと。</p>	<p>1事業年度において、法人の売上高が、総資本に対してどれぐらいあったのかの比率を示しています。総資本の運用効率、活動能率、回転状態を示しています。 【ポイント】指標が高いほど総資本が効率的に活用されていると判断できます。</p>